

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社大日光・エンジニアリング
【英訳名】	Di-Nikko Engineering Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 山口 琢也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	栃木県日光市根室697番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 山口琢也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びに虚偽表示の発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社6社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的影響並びに虚偽表示の発生可能性は僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの中核となる事業が電子部品実装事業であることから、各事業拠点の重要性を判断する指標として事業拠点の規模を示す売上高が適切と判断しました。各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2程度に達している当社及び連結子会社2社を「重要な事業拠点」としております。なおその他の連結子会社及び持分法適用会社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業特性及び当該拠点における取引形態や業務プロセスの内容を踏まえ、財務諸表に与える影響の重要性並びに業務リスクの観点から検討を行いました。その結果、電子部品実装事業においては、受注から出荷、請求及び在庫管理に至る一連の業務プロセスが、売上高、売掛金及び棚卸資産の適正な計上に重要な影響を及ぼすことから、当該業務プロセスを重要な業務プロセスとして評価対象に選定しております。また、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、売上高の重要性や財務報告に係る不正・誤謬リスクを勘案し、連結子会社2社の販売プロセスを評価対象に追加しております。さらに、重要な虚偽記載の発生リスクが高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして固定資産減損プロセスや繰延税金資産の回収可能性の判断に関する業務プロセスを評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。